

第20回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月8日(月) 午後1時29分から1時46分

2 開催場所 高岡市役所801会議室

3 委員定数 19人

4 出席委員数(18人)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 篠原 誠一郎 | 2番 | 山本 誠 |
| 3番 | 石黒 昇 | 4番 | 杉山 逸郎 |
| 5番 | 荒木 正昭 | 6番 | 寺嶋 哲 |
| 8番 | 山崎 明夫 | 9番 | 山田 元徳 |
| 10番 | 野原 弘美 | 11番 | 向井 正弘 |
| 12番 | 村上 委千子 | 13番 | 山田 正 |
| 14番 | 川渕 順正 | 15番 | 常木 準 |
| 16番 | 矢後 暁二 | 17番 | 浦野 智稔 |
| 18番 | 福田 達夫 | 19番 | 北川 浩一 |

5 欠席委員 7番 石王 純子

6 議事日程

議案第40号 農地の権利移動について〔農地法第3条許可申請〕

議案第41号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第5条許可申請〕

報告第42号 耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出について

報告第43号 市街化区域内の農地転用について〔農地法第4条届出〕

報告第44号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第5条届出〕

報告第45号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第18条通知〕

報告第46号 高岡市農用地利用集積等促進計画(中間管理事業に係る県公告分)について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 須田 稔彦

係長 堀 泰平

主任 小林 唯

議 事

議 長 これより、第 20 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。
 総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 18 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

 次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、10 番 野原委員、11 番 向井委員を指名します。

議 長 それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 40 号を議題とします。
 内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 40 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

 今回は申請件数で 9 件、面積にして 3,499.82 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

 申請番号 2 から 7 までにつきましては、議案上、受人の経営面積が 1,000 m²未滿となっておりますが、受人は農地所有適格法人の役員を務めていることから、新規取得には当たらない案件となっております。

 以上 9 件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 この案件について補足説明や質疑ありませんか。

 (なし)

 では、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

 〔挙手〕

 賛成多数と認めます。

 よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第 41 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 41 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 5 件、面積にして 1,555.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 2 から 5 までについては、既存の乾燥場を移設して、移設後の乾燥場を倉庫として利用するものです。乾燥場と併せて、農機具置場、堆積場を移設予定とのことです。

以上 5 件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長 次に、報告第 42 号から第 46 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局 報告第 42 号 耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出についてであります。

この届出は、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出です。

市街化調整区域や非線引都市計画区域内の農地を転用する際には、県知事の許可を得る必要がありますが、耕作者が、農道や水路、2 アール未満の農業用施設を整備するために自己転用する場合は、県知事の許可は不要であり、農業委員会へ事前に届出を行うことになっています。

今回は申請件数で1件、面積にして49.00㎡、転用目的は農機具格納庫であり、是正案件となっております。

続きまして、報告第43号 市街化区域内の農地転用についてであります。

今回は申請件数で4件、面積にして1,713.00㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第44号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で11件、面積にして3,392.28㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号9及び10は同一案件で、駐車場用地です。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第45号 農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で7件、面積にして2,941.98㎡となっております。内容については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして、報告第46号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、14件です。期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。個別の申し出内容については、22ページ以降に記載しております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、24ページに記載のとおり40.78%となっております。

以上で報告の説明を終わります。

議長

これらの案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。
本日の議案審議は終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、第 20 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和 7 年 12 月 8 日

議事録署名

議事録署名